

## 令和8年度不祥事根絶のための行動計画

三次市立吉舎小学校  
作成責任者 校長 森元 誠

## 【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 私たちは、法令を遵守します。
- 2 私たちは、不祥事を許しません。
- 3 私たちは、仕事と子どもを愛します。

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・保護者・地域の人の思いを常に把握し、自らの規範意識をたかめなければならない。</li> <li>○情報管理が不十分である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き教室の整理整頓</li> <li>・机上整理、管理等</li> <li>・印刷機への置き忘れ等</li> </ul> </li> <li>○児童、保護者、地域の人へ丁寧に対応していく意識をさらに持つ。</li> <li>○児童の問題行動を指導する際に、報告・連絡・相談を迅速に行う。</li> <li>○交通事故・違反の防止に向けた研修の必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不信を生まない行動かどうかを常に意識する。</li> <li>○退校時には職員室の机上が整理されている状態にする。</li> <li>○印刷機への意識向上。</li> <li>○教室・机上の整理整頓</li> <li>○情報管理システムを構築する。</li> <li>○児童、保護者、地域の人へ丁寧に対応していく。</li> <li>○問題行動には、組織的に毅然とした対応で取組み、児童一人一人との信頼を深める。</li> <li>○余裕のある出張、出勤を心掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止研修を計画的に実施する。</li> <li>○不祥事防止アンケートを計画的に行う。</li> <li>○不祥事防止委員会で机上整理のモデルを示し、全体に周知する。</li> <li>○印刷機への意識向上を投げかけたり、必要性を考えさせたりする。</li> <li>○アンガーマネジメント研修を計画的に行う。</li> <li>○不祥事防止委員会と問題行動ケース会議を連動させ、「ヒヤリ・ハット」の情報交流や状況を把握する。把握した情報は、即座に防止委員や管理職に報告・連絡・相談し、不祥事防止委員会綴に記録する。</li> <li>○警察連携をふまえた交通事故・違反防止研修をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○どんなに細かいことでもあいまいにしないで、情報交換をする。</li> <li>○毎週金曜日に不祥事防止委員が暮会時に声かけをし、退校時の机上整理を徹底する。</li> <li>○月一回の不祥事防止委員会で記録をもとに、指導方法や対策を協議する。</li> <li>○安全点検で整理整頓について確認する。</li> </ul>
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止研修をより参加型の研修とし、内容の充実努める。</li> <li>○不祥事防止委員会を毎月行い、情報交流に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止委員の自覚を高める。</li> <li>○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し、誰からも声が上がるよう、組織で仕事を進めることができるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止委員一人一人が不祥事根絶に向けて意見を出し合う委員会にする。</li> <li>○各部会で「ヒヤリ・ハット」の情報交流を行い、状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止委員会で、不祥事を絶対起こさない状況にあるか確認する。</li> <li>○不祥事防止委員会で、各部から収集した情報を交流する。</li> </ul>
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「体罰、セクシュアル・ハラスメント・人権相談窓口」は、通信・HP・PTA総会・入学説明会など機会をみて周知しているが、認知度が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「体罰、セクシュアル・ハラスメント・人権相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校だよりで保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。</li> <li>○参観日の後の学級懇談会・地域懇談会・学期末懇談会において、相談窓口の周知をするとともに、保護者から体罰、セクハラについて聴取する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。</li> <li>○学期末懇談会等における保護者からの聴取記録を作成する。</li> </ul>